

もっと知りたい!

わたしのねんきん

望月FP 社会保険労務士事務所 所長

望月 厚子 (もちづき あつこ)

社会保険労務士、ファイナンシャル・プランナー (CFP)。個人および法人の相談業務、労働・社会保険に関するコンサルティング業務、新聞・雑誌等への執筆、各種セミナー講師を務める。日本年金機構の年金事務所にて年金相談業務に携わる。専門職後見人。



今回の
知りたい!
Point

60歳代前半に雇用保険の給付を受けた場合の年金の支給調整



令和7年4月からすべての企業で65歳定年制度が義務化され、60歳以降の働き方への関心が高まっています。60歳以降も働き続けた場合に賃金が低下することがあります。一定以上賃金が低下した場合、低下した賃金を補う制度として「高年齢雇用継続給付」があります。この給付を受ける場合、特別支給の老齢厚生年金が支給調整されます。高年齢雇用継続給付は、4月から支給率などが変更になりましたので、最新情報をご説明します。

雇用保険の高年齢雇用継続給付とは

高年齢雇用継続給付とは、60歳以降も働き続ける場合、60歳到達時点と比べて、賃金が75%未満に低下した60歳以上65歳未満の一般被保険者に支給される給付金です。「高年齢雇用継続基本給付金」と「高年齢再就職給付金」の2種類があります。前者は、60歳以降に退職せず継続して就労している人が対象で、後者は、60歳以降に退職し、基本手当（失業給付）を受給し、基本手当の支給残日数を100日以上残して再就職した人が対象です。例えば、60歳時点の賃金が40万円であった人の賃金が60歳以降20万円に低下した場合、40万円の賃金と比べて「50%未満」に低下した状態となります。この60歳時点と比べて賃金が下がる率を「低下率」といい、低下率に応じて給付額が算出されます（右図）。令和7年4月以降に60歳に達した日を迎えた人の支給率は、最大で10%です。このケースは、賃金の低下率が50%（20万円÷40万円）のため、支給額は、2万円（支払われた賃金20万円×10%）となります。

●支給率について

() 内赤字は、令和7年3月31日以前に60歳に達した人の低下率と支給率

賃金の低下率	支給率
64%以下 (61%以下)	支払われた賃金額の 10% (15%)
64%超75%未満 (61%超75%未満)	支払われた賃金額× 支給率10%~0% (15%~0%)
75%以上の場合	不支給

※60歳以降の賃金が376,750円（令和6年8月1日~令和7年7月31日の額。毎年8月1日に見直し）以上の場合、給付金は支給されません。

雇用保険と年金との調整

高年齢雇用継続給付を受けられるときは、老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金含む）の一部が支給停止となります。年金の支給停止額（月額）は、最高で標準報酬月額4%（令和7年3月31日以前に60歳に達している人は6%）に相当する額です。上記のケースでは8,000円（20万円×4%）が支給停止となります。また、ハローワークで求職の申込み（雇用保険の基本手当）をしたときは、老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金含む）が全額支給停止となります。

Rさんのケースを見てみましょう。

60歳で退職し、年金の繰上げ受給をするつもりです。年金が減額になること以外に注意点があれば教えてください。

60歳で退職し、転職したいと考えています。60歳で年金の繰上げ受給をする予定です。繰り上げると年金が減額になることは理解していますが、そのほかに注意すべき点があれば教えてください。

●Rさん（今年60歳になる男性。65歳時点の老齢厚生年金は120万円、加給年金額41万円、老齢基礎年金は77万円）。妻は55歳、パート勤務。



STEP 1 60歳で繰り上げた場合の年金額

老齢年金の受け取りは、原則として65歳からですが、60歳から65歳になるまでの「繰上げ受給」と66歳以降75歳までの「繰下げ受給」も選択することができます。このうち繰上げ受給は、繰り上げた月数に応じて減額された年金額が一生続きます。この場合、繰り上げると年金額は繰り上げ1ヵ月につき昭和37年4月1日以前生まれの人は0.5%減額、昭和37年4月2日以降生まれの人は0.4%減額されます。Rさんの場合、受給開始年齢は、65歳になります。60歳で繰上げ請求すると、24%（0.4%×60月）減額されます。老齢基礎年金と老齢厚生年金は併せて繰上げ請求をする必要がありますので、年金額は、老齢厚生年金が91万2,000円、老齢基礎年金が58万5,200円になります。加給年金額は、本来の受給開始年齢である65歳にならないと、加算されません。

STEP 2 繰上げ請求した場合の注意点

そのほかの注意すべき点についてご説明しましょう。

●65歳になるまでは、雇用保険からの給付と年金の両方を同時に受給できません。雇用保険から基本手当（失業給付）や高年齢雇用継続給付を受給している場合、老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金を含む）の一部または全部が支給停止になります（老齢基礎年金は支給停止されません）。●繰上げ請求後、65歳前までに障害の状態になっても、障害基礎年金を受け取ることができない場合があります。障害基礎年金は老齢基礎年金よりも年金額が多いことがあるため、病気やけがの治療中の人は注意しましょう。●共済組合加入期間がある場合、共済組合から受け取る老齢年金も、同時に繰上げ請求する必要があります。●国民年金に任意加入することや、保険料を追納できなくなります。●65歳になるまでは、遺族厚生年金と繰り上げた老齢基礎年金を同時に受け取ることはできません。●一度繰上げ請求をすると、その後は、決して取り消すことはできません。以上のように繰上げ請求をする場合は、慎重に判断することが重要です。



ポイントチェック

Rさんは、60歳で退職し、雇用保険の基本手当（いわゆる失業保険）を受給後、転職希望です。65歳になるまでの間、雇用保険の基本手当と繰上げ請求した老齢厚生年金は、同時に受け取ることができません。一般的に、基本手当の方が額が高いため、基本手当を受給することになります。基本手当は、離職日の直前6ヵ月間の賃金（残

業代、通勤手当など含む）を基に計算します。Rさんの場合、基本手当の額は、1日当たり7,420円（60~64歳の上限額に該当）で、受給できる日数は、150日分です。したがって、総額で約111万円（7,420円×150日分）受け取ることができます。なお、基本手当を受給していても、繰上げ請求した老齢基礎年金は、支給停止されません。